

第五 刑の言渡を受けたる者死去したるときは其親屬
●死去したる後に再審の訴を為すことを得るは死者の名譽并に親族
の名譽を回復するを得るを以てあり

第三百三條 再審の訴は刑の消滅したるに拘はらず何時にても之を爲す
ことを得

●再審の訴は刑の消滅したるに拘とらず何時にても之を爲すことを
得るあり之れ死者の名譽遺族の名譽に關するものあればあり

第三百四條 再審の訴を爲さんとする者は其趣意書に原判決の謄本及び
證憑書類を添へ之を原裁判所に差出を可し

原裁判所の檢事は其書類に意見書を添へ之を上告裁判所の檢事に差出
を可し

原裁判所の檢事及び控訴裁判所の檢事自ら再審の訴を爲さんとすると
きは前項の手續に従ひ其書類を差出を可し

●本條は再審の訴を爲さんとする者の心得へき手續なり原裁判所の
檢事及び控訴院の檢事も同しく此手續に従ひ之を上告裁判所の檢事

に差出すべきあり

第三百五條 上告裁判所に於ては檢事の請求に因り速に受命判事一名を
して其取調を爲し報告を爲さしむ可し

●上告裁判所は檢事の請求に依り速に受命判事一名をして其取調報
告を爲さしむべきあり

第三百六條 上告裁判所に於ては受命判事の報告及び檢事の意見
判決を爲す可し

●受命判事の報告及び檢事の意見を聽き上告裁判所に於て之か判決
を爲さしむべきあり

第三百七條 上告裁判所に於て再審の原由あることを認めたるときは原
判決を破毀し公訴及び私訴に付き再審を爲す可きことを言渡し其事件
を原裁判所と同等ある他の裁判所に移す可し

其送付を受けたる裁判所に於ては通常の規定に従ひ裁判を爲す可し

●上告裁判所に於て再審の理由あることを認めたるときは原判決を破
毀し其訟に付き再審を爲さしむべきことを言渡し原裁判所と同等ある他の

破毀ヤブル

裁判所に移す可きあり

其送付を受けたる裁判所に於ては通常の規定に従ひ裁判を爲すへきものあり

第三百八條 死者の親屬より再審を爲したる場合に於て上告裁判所にて再審の理由あることを認めたるときは其事件を他の裁判所に移すことかく原判決を破毀す可し

●死者の親屬より再審の訴を爲したる場合に於て上告裁判所に於て其理由あることを認めたるときは他の裁判所に移すことかく原判決を破毀して可きあり是れ名譽を侵害せざらんか爲めあり

第三百九條 再審に判決に因り無罪の言渡ありたるとき又は前條の場合に於て破毀の言渡ありたるときは其者の名譽を復する爲め其判決を揭示を可し

●再審の判決に因り無罪の言渡ありたるとき又前條の場合に於て破毀の言渡ありたるときは其者の名譽を復する爲め判決を揭示を可きあり

第七編 大審院ノ特別権限ニ属スル訴訟手續

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號に記載したる大審院の特別権限に属する犯罪に付ては検事總長其捜査を爲す可し

地方裁判所、區裁判所の検事及び司法警察官も亦其犯罪に付き捜査を爲し検事總長に報告を可し

●大審院の特別権限に属する犯罪に付ては検事總長其捜査を爲す可きあり

地方裁判所區裁判所の検事及び司法警察官も亦其犯罪に付き捜査を爲し検事總長に報告をへきものとす

第三百十一條 前條に記載したる犯罪の現行犯ある場合に於て急速を要するときは地方裁判所、區裁判所の検事及び司法警察官は第四百四十四條及び第四百四十七條第一項の規定に従ひ審處分を爲すことを得但豫審判事に通知することを要せず

●前條に記載したる犯罪の現行犯あるときと急速を要する場合には地方裁判所區裁判所は検事及び司法警察官は本條に記載する條項の

急速イッテ

規定に従ひ豫審處分を爲すことを得此場合に於ては豫審判事は通知
を要せざるあり

第三百十二條 前條の場合に於ては地方裁判所検事より證憑書類に意見
書を添へ速ふ之を検事總長に送致す可し

前條の場合に於ては地方裁判所検事より證憑書類に意見書を添へ
速に之を檢事總長に送致せざるあり

第三百十三條 檢事總長は何れの場合に於ても其事件大審院の特別権限
に属し且起訴す可きものと認めたるときは豫審判事を命す可きことを
大審院長に請求す可し

檢事總長は何れの場合に於ても其事件大審院の特別権限に属し且
つ起訴す可きものと認めたるときは豫審を命す可きことを大審院長に
請求す可きあり

第三百十四條 大審院長より命を受けたる豫審判事は豫審を爲したる上
にて他に取調を要することなしと思料したるときは訴訟記録に意見を
付し大審院に差出す可し

大審院長の命を受けたる豫審判事は豫審を爲したる上にて他に取
調を要することなしと思料したるときに於ては訴訟記録に意見を付
し大審院に差出す可きあり

第三百十五條 大審院に於ては檢事總長の意見を聽き先づ其事件を公判
に付す可きや否やを決定す可し
其事件地方裁判所又は區裁判所の権限に属するものと決定したるとき
は管轄裁判所を指定し其事件を送致す可し若し特別裁判所の権限に属
するものと認めたるときは決定を以て管轄の言渡を爲す可し
又第百六十五條に記載したる場合に於ては決定を以て免訴の言渡を爲
す可し

大審院に於ては檢事總長の意見を聽き先づ其事件を公判に付す可
き可否を決定す可きあり而して其権限に属する裁判所を指定して事
件を送致せし若し特別裁判所の権限に属するときは決定を以て管
轄の言渡を爲す可きものとす又免訴の言渡を爲す可き場合あり
第三百十六條 前數條に於て特規一たるものを除く外豫審、公判に

準用 モチユル

手續は第三編第四編の規定を準用す

前數條に於て規定したるものを除くの外豫審公判の手續は第三編第四編の規定を準用するあり

第八編 裁判執行復権及ヒ特赦

第一章 裁判執行

本章凡て七條裁判執行の事を定めたるものあり

確定 キチントキ
マツテモハ
ヤカゴカ
サレヌ

第三百十七條 刑の執行は判決確定の後に非されは之を爲すことを得ず

判決確定の後にあらざれば刑の執行を爲すことを得ざるあり何と
されは判決確定せずして刑の執行をせよは被告人を害するものされ
とあり

第三百十八條 死刑の言渡確定したるときは検事より速に訴訟記録を司
法大臣に差出を可し

司法大臣より死刑を執行す可き命令ありたるときは三日内に其執行を
爲す可し

死刑の言渡確定したるときは検事より速に訴訟記録を司法大臣よ

差出をへきあり

司法大臣より死刑を執行をへき命令ありたるときは三日内に其執行
をなすへきものあり

死刑以外の刑を執行するには司法大臣の許可を要せ直ちに執行を
るを得るあり而も死刑に限り司法大臣の命令を要する所以は管死
刑は回復すへからざる利あるか故に之を鄭重にする爲のみにあらそ
司法大臣は第三百廿二條に従ひ特赦の申立を爲すことを得るか故あり

第三百十九條 死刑を除くは外刑は言渡確定したるときは直ちに之を執
行を可し

體刑の言渡を受け其執行を遅れたる者に對し検事の發したる逮捕狀は
勾留狀と同一の效を有す其闕席判決に係る場合に於て發したる者亦同
し

死刑の外刑の言渡確定したるときは直に之を執行をへきあり
體刑の言渡を受け其執行を遅れたる者に對し検事の發したる逮捕狀
と勾留狀と同一の效を有するものあり體刑とは自体に加ふるの刑か

逮捕狀 ヒコケニ
クヌル爲ニホメ
ヌルモノ

指揮 ヲシツ

徴收 トリダタル

破壊 ヤブル

没收物品

刑罰ニトリア
アル物品刑罰
四十三條ニルベ
シ

署名捺印

ナシカキタイ
ナシカキタイ

り

第三百二十條 刑の執行は其刑を言渡したる裁判所の検事又ハ上告裁判

所より命を受けたる裁判所の検事の指揮に因り之を爲す可し

罰金、科料、訴訟費用及ハ没收物品追徴金は検事の命令に依り之を徴收

と可し

破壊又は廢棄す可き没收物品は検事之を處分す可し

刑の執行は其刑を言渡したる裁判所の検事又は上告裁判所より命

を受けたる裁判所の検事の指揮に依るものとす

第三百二十一條 死刑の執行に付ては裁判所書記其始末書を作り刑の執

行規則に従ひ立會を爲したる官吏と共に署名捺印すへし

死刑の執行に付ては裁判所書記其始末書を作り刑の執行規則に従

ひ立會を爲したる官吏と共に署名捺印して其確實を表すへきものとす

り

第三百二十二條 刑の言渡を受けたる者其言渡に付き疑義の申立又は其

執行に付き異議の申立を爲したるときは刑の言渡を爲したる裁判所に

疑 ヲダガイ

辨濟 カヘス

経過 スギサル

於て之を決定す可し此決定に對しては抗告を爲すことを得

刑の言渡を受けたる者其言渡又は執行につき異議の申立を爲した

るときは刑を言渡したる裁判所に於て之を決定を可し此決定に對し

ては抗告を爲すことを得るあり

第三百二十三條 賠償及ハ訴訟關係人に辨濟を可き訴訟費用に付き其判

決の執行は民事訴訟法の規定に従ふ

第二章 復権

本章凡て七條復権のことを定めたるものあり

復権とは公權を剝奪せられたるもの之を回復することを云ふ

第三百二十四條 復権の願は刑法第六十三條に定めたる期間經過したる

後刑の言渡を受けたる者より司法大臣に之を爲す可し

復権の願書は現に住する地の地方裁判所検事に之を差出と可し

復権の願は刑之言渡を受けたる者より司法大臣に向て之を爲すへ

と可し

復権の願書は現住する地の地方裁判所検事に差出すものとす

第三百二十五條 復権の願書には左の書類を添ふ可し

第一 判決の正本

第二 主刑の満期、特赦と爲り又は時効の成就したることを證明する書類

第三 假出獄及び假りに監視を免せられたる證書

第四 賠償及び訴訟費用を辨濟し又は其義務を免かれたる證書

第五 過去、現在の住所及び生計を記載する書類

復権の願書に添ふ可き書類左の五項とす

第一 判決の正本

第二 主刑の満期、特赦と爲り又は時効の成就したることを證明する書類

第三 假出獄及び假りに監視を免せられたる證書

第四 賠償及び訴訟費用を辨濟し又は其義務を免かれたる證書

第五 過去現在の住所及び生計を記載する書類ありとす

第三百二十六條 検事は願人の品行其他必要の取調を爲し前條の書類に

過去
ヌギサリシ
コト

検閱
シラベミル

第三百二十八條 司法大臣は復権の願に關する書類を檢閲し之を添へ速に上奏を可し

司法大臣は検事長より差出したる復権に關する願書類を檢閲し之に意見書を添へ速に上奏をへし

第三百二十九條 勅裁に因り復権の願を却下したるときは司法大臣より其旨を検事長に通知し検事長より願書を差出したる地方裁判所検事に通知を可し

意見書を添へ之を検事長に差出す可し

検事は願人の品行其他必要の取調を爲し前條の書類に意見書を添へて之を検事長に差出さへきあり

第三百二十七條 検事長は更に必要の取調を爲し復権の願に關する書類に意見書を添へ之を司法大臣に差出を可し

検事長は検事の差出たる書類につき更に必要の取調を爲し復権の願に關する書類に其意見を添へ之を司法大臣に差出さへきものとす

前項の場合に於ては刑法第六十三條に定めたる期間の半を経過するお
非されは更に其願を爲すことを得ず
更に復権の願を爲すに付ても亦前數條の規定に従ふ

勅裁に因り復権の願を却下したるときは司法大臣より其旨を檢察
長に通知し檢察長は願書を差出したる地方裁判所檢察事に通知すべき
ものあり此場合に於ては刑法第六十三條に規定せる期間の半を経過
せされは更に其願を爲すことを得ざるあり

第三百三十條 復権の裁可ありたるときは司法大臣より其裁可狀を檢察
長に送致し檢察長より願書を差出したる地方裁判所檢察事に送致を可し
檢察は裁可狀の謄本を願人に下付す可し

又刑の言渡を爲したる裁判所に裁可狀の謄本を送致し其裁判所に於て
は之を判決の原本に記入を可し

復権の裁可ありたるときは猶前條の手續に従ひ其裁可狀を送致を
さむのどす
檢察は裁可狀の謄本を願人に下付せし又刑を言渡したる裁判所に

裁可狀の謄本を送致し其裁判所は之を判決の原本に記入すべきもあ
り

第三章 特赦

●本章凡て四條特赦のことを定めたるものあり

情狀アリケル
經由ヘル

第三百三十一條 特赦は刑の言渡確定したる後何時にても刑の言渡を爲
したる裁判所の檢察又は監獄署長より犯人の情狀を具し司法大臣に申
立ることを得

監獄署長より特赦の申立を爲すときは檢察を経由す可し但檢察は意見
書を添ふ可し

特赦の申立ありたるときは司法大臣より其書類に意見書を添へ上奏を
可し

●特赦は刑の言渡確定したる后何時にても刑の言渡を爲したる裁判
所の檢察又は監獄署長より犯人の情狀を具し司法大臣に申立つるも
とを得るあり監獄署長より特赦の申立を爲すときは檢察を経由し檢
事は意見書を添ふべきあり而して特赦の申立ありたるときは司法大

停止トケル

臣より其書類に意見書を添へ上奏すべきものとす

第三百三十二條 司法大臣は刑の言渡確定したる後何時にても特赦の申立を爲すことを得

死刑を除く外特赦の申立ありと雖も刑の執行を停止せしむ

●司法大臣は刑の言渡確定したる后何時にても特赦の申立を爲すことを得るあり

死刑を除く外特赦の申立ありと雖も刑の執行を停止せざるあり

第三百三十三條 特赦の申立却下ありたるときは司法大臣より刑の言渡を爲したる裁判所の検事に其旨を通知す可し

●特赦の申立却下ありたるときは司法大臣より刑の言渡を爲したる裁判所の検事に其旨を通知すべきものとす

第三百三十四條 特赦の裁可ありたるときは司法大臣より刑の言渡を爲したる裁判所は検事に特赦状を送致を可し此場合に於ては第三百三十條の規定に従ふ

●特赦の裁可ありたるときは司法大臣より刑の言渡を爲したる裁判

所の検事に特赦状を送致を可し此場合に於ては第三百三十條の規定に従ふものとす

附則

●此法律制度に附加する規則にして即ち此法律施行前に受理したる事件の取扱方の要件を記せり

第一條 此法律施行前に受理したる豫審の故障及び其故障の判決に對する上告は之を受理したる地方裁判所又は大審院に於て抗告として之を裁判を可し

●此法律施行前に受理したる豫審故障及其故障の判決に對する上告は之を受理したる地方裁判所又は大審院に於て抗告として之を裁判すべきものあり

第二條 大審院に於て既に受理したる哀訴、裁判管轄を定むるの訴及び嫌疑の爲め裁判管轄を移すの訴は治罪法の手續に依り大審院之を裁判す可し

●大審院は既に受理したる哀訴裁判管轄を定むるの訴及び嫌疑の爲

受理トケル

め裁判管轄を移すの訴は治罪法の手續に依り大審院之と裁判せらるなり

第三條 既に發したる拘留狀收監狀は此法律に定めたる拘留狀の效を有す

●既に發したる拘留狀收監狀は此法律に定めたる拘留狀の效を有するものあり

第四條 此法律の規定に依り市町村長の爲と可き職務は市町村長を置かるる地に在ては其職務を行ふ吏員に属す

●此法律の規定に依り市町村長の爲と可き職務は市町村長を置かるる地に於ては其職務を行ふ吏員に属するものとす

第五條 此法律は明治二十三年十一月一日より施行し其日より治罪法を廢す

●此法律施行の當日より舊來の治罪法を廢するなり

施行
チヨナン

刑事訴訟法註釋終

裁判所構成法

め裁判管轄を移すの訴は治罪法の手続に依り大審院之と裁判をへさ
なり

第三條 既に發したる拘留狀收監狀は此法律に定めたる拘留狀の效を
有と

●既に發したる拘留狀收監狀は此法律に定めたる拘留狀の效を有す
るものあり

第四條 此法律の規定に依り市町村長の爲と可き職務は市町村長を置か
ざる地に在ては其職務を行ふ吏員に屬と

●此法律の規定に依り市町村長の爲と可き職務は市町村長を置かさ
る地に於ては其職務を行ふ吏員に屬するものとす

第五條 此法律は明治二十三年十一月一日より施行し其日より治罪法を
廢と

●此法律施行の當日より舊來の治罪法を廢するあり

施行
マコナン

刑事訴訟法註釋終

裁判所構設法

刑事訴訟法附録

裁判所構成法

● 刑事訴訟法と裁判所構成法とは重大なる關係を有するものあるが故に之れを本書の附録とし左に掲ぐべし
法律第六號 二十三年二月八日

裁判所構成法目次

第一編 裁判所及検事局

第一章 總則

第二章 區裁判所

第三章 地方裁判所

第四章 控訴院

第五章 大審院

第二編 裁判所及検事局の官吏

第一章 判事又は検事に任ぜらるゝに必要ある準備及資格

第二章 判事

- 第三章 検事
- 第四章 裁判所書記
- 第五章 執達吏
- 第六章 廷丁
- 第三編 司法事務の取扱
- 第一章 開廷
- 第二章 裁判所の用語
- 第三章 裁判の評議及言渡
- 第四章 裁判所及検事局の事務章程
- 第五章 司法年度及休暇
- 第六章 法律上の共助
- 第四編 司法行政の職務及監督權

裁判所構成法

第一編 裁判所及検事局

第一章 總則

第一條 左の裁判所を通常裁判所とす

第一 區裁判所

第二 地方裁判所

第三 控訴院

第四 大審院

第二條 通常裁判所に於ては民事刑事を裁判するものとす但し法律を以て特別裁判所の管轄に屬せしめたるものは此の限に在らず

第三條 地方裁判所、控訴院及大審院を合議裁判所とし數人の判事を以て組立てたる部に於て總ての事件を審問裁判す但し訴訟法又は特別法に別段規定したるものは此の限に在らず

第四條 裁判所の設立、廢止、及管轄區域並み其の變更は法律を以て之を定む

第五條 各裁判所に相應する員數の判事を置く

第六條 各裁判所に檢事局を附置し檢事は刑事に付公訴を起し其の取扱上必要ある手續を爲し法律の正當なる適用を請求し及判決の適當に執行せらるゝやを監視し又民事に於ても必要ありと認むるときは通知と求め其の意見を述べることを得又裁判所に屬し若は之に關する司法又行政事件に付公益の代表者として法律上其の職權に屬する監督事務を行ふ

檢事は裁判所に對し獨立して其の事務を行ふ

檢事局の管轄區域は其の附置せられたる裁判所の管轄區域に同し

若一人の檢事若は數人の檢事悉く差支ありて或る事件を取扱ふことを得るときは裁判所長又と區裁判所に於て判事若くは監督判事は其の事件猶豫をへからざるに於ては判事に檢事の代理を命し其の事件を取扱はしむることを得

第七條 檢事局に相應する員數の檢事を置く

第八條 各裁判所に書記課を置く書記課は往復會計記録其他此の法律又は他の法律に特定したる事務を取扱ふ

裁判所に附置せられたる檢事局に於て前項の如き事務を取扱ふ爲必要ありと認たる

どき限り別に書記課を設けることを得但し合議裁判所の檢事局に限る

司法大臣は裁判所の會計事務を專任し爲特別官吏を裁判所に置くことを得

第九條 區裁判所を執達吏を置く執達吏は裁判所より發する文書を送達し及裁判所の裁判を執行す

前項の外執達吏は此の法律又他の法律に定めたる特別の職務を行ふ

第十條 法律を以て特定したるものを除く外左の場合に於て適當の申請あるときは關係ある各裁判所を併せて之を管轄する直近上級の裁判所に於て本件を裁判するの權あるやを裁判す

第一 權限ある裁判所に於て法律上の理由若は特別の事情に因り裁判權を行ふことを得且此の法律第十三條に依り之に代るべきことを定められたる裁判所も亦之を行ふことを得るとき

第二 裁判所管轄區域の境界明確ならざるか爲其權限に付疑を生したるとき

第三 法律に従ひ又二以上の確定判決に因り二以上の裁判所裁判權を互有する

第四 二以上の裁判所權限を有せよとの確定判決を爲し又は權限を有せよとの確

定判決を受けたるも其の裁判所の一に於て裁判権を行ふべきとき

第二章 區裁判所

第十一條 區裁判所の裁判権は單獨判事之を行ふ

判事二人以上を置きたる區裁判所に於ては司法大臣の定めたる通則に従ひ其の裁判事務を各判事に分配す

此の事務分配は毎年裁判所長前以て之と定む

區裁判所判事の取扱ひたる事は裁判事務分配上其の事他の判事に属したりとの事實のみに因り其効力を失ふことなし

判事二人以上を置きたる區裁判所に於ては司法大臣は其の一人を監督判事とし之に其の行政事務を委任す

第十二條 事務分配一たび定まりたるときは司法年度中之を變更せず但し一人の判事の分担多きに過ぎ又は判事轉退し又は疾病其他の事故に因り久しく欠勤する者ある等引續き差支を生じたる場合は此の限に在らず

第十三條 區裁判所の判事差支ある時は毎年地方裁判所長の前以て定めたる順序に従ひ互に相代理を但し監督判事の職務は其裁判所の判事官等の順序に従ひ之を代理す

一の區裁判所に於て法律上の理由若は特別の事情に因り事務を取扱ふことを得ざるべき之に代るべき他の區裁判所は前項に同く毎年以前以て之を定む

第十四條 區裁判所は民事訴訟に於て左の事項に付裁判権を有す但し反訴に關りては民事訴訟法の定むる所に依る

第一 百圓を超過せざる金額又は價額百圓を超過せざる物に關る請求

第二 價額に拘とらざる左の訴訟

(イ) 住家其他の建物又は其の或る部分の受取、明渡、使用、占據、若は終結に關り又は賃借人の家具若は所有品を賃借人の差押へたることに關り賃借人と賃借人との間に起りたる訴訟

(ロ) 不動産の境界のみに關る訴訟

(ハ) 占有のみに關る訴訟

(ニ) 雇主と雇人との間に雇期限一年以下の契約に關り起りたる訴訟

(ホ) 左に掲げたる事項に付旅人と旅店若は飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟

(二) 胎料又は宿料又は旅人の運送料又之に伴ふ手荷物の運送料

(三) 旅店若は飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲預けたる手荷物金銭又は有價物

第十五條 區裁判所は非訟事件の付法律に定めたる範圍及方法に従ひ左の事務を取扱ふの權を有す

第一 未成年者、癡癲者、白痴者、失踪者、其他法律若は判決に因り治産の禁を受けたる者比後見人若くは管財人を監督する事

第二 不動産及び船舶に關する權利關係を登記すること

第三 商業登記及び特許局に登録したる特許意匠及び商標の登記を爲す事

第十六條 區裁判所は刑事に於て左の事項に付裁判權を有す

第一 違警罪

第二 本刑五十圓以下の罰金を附加し若くは附加せざる二月以下の禁錮又は單に百圓以下の罰金に該る輕罪

第三 刑法第二編第一章を除き其他の輕罪にして本刑二百圓以下の罪金を附加し若は附加せざる二年以下の禁錮又は單に三百圓以下の罰金に該り其情第二に掲けたる刑より更に重き刑に處することを要せしむと認め地方裁判所若し其の支部

の檢事局より區裁判所に移付したるもの

前項の手續に因り訴追を爲し犯罪の證明ありたる場合に於て判決を爲す前何時にても其の情第二に掲けたる刑にては相當な罰を處することを得ると認めるときは區裁判所は之を裁判する權限を有せしむる言渡を爲す此の場合に於ては檢事は被告人をして相當の裁判所に於て裁判を受けしむる爲適當の手續を爲す

第十七條 前數條に掲けたるものを除く外區裁判所の權限は此の章に掲けたる事件に關り訴訟法又は特別法の定むる所に依る

第十八條 各區裁判所の檢事局に檢事を置く

區裁判所檢事局の檢事の事務は其地の警察官、憲兵、將校、下士又は林務官之を取扱ふことを得

司法大臣は適當なる場合に於ては區裁判所判事試補又は郡市町村の長をして檢事を代理せしむることを得

第三章 地方裁判所

第十九條 地方裁判所を第一審の合議裁判所とす

各地方裁判所に一若は二以上の民事部及刑事部を設く

第二十條 各地方裁判所に地方裁判所長を置く

地方裁判所は裁判所の一般の事務を指揮し其行政事務を監督し
地方裁判所の各部に部長を置く部長は部の事務を監督し其の分配を定む

第二十一條 司法大臣は毎年各地方裁判所の判事一人若は二人以上に其の裁判所の裁判權に属する刑事の豫審を爲すことを命ず

第二十二條 各地方裁判所の事務は司法大臣の定めたる通則に従ひ各部及各豫審判事に之を分配す

各地方裁判所の各部長及部員の配置及所長、部長、部員差支あるとき代理も又毎年以前以て之を定む

前二項に掲げたる諸件は裁判所長、部長及部の上席判事一人の會議に於て裁判所長會長とあり多數を以て之を決す可否同數あるときは會長の決する所に依る

地方裁判所長の次年自ら部長とあるべき部を指定すへし

第二十三條 或る部に於て着手したる事務に於て司法年度の終若は休暇の始に臨み未だ終結に至らざるものは裁判所長便利と認むるとき同部員をして引續き之を結了せしむることを得

豫審判事の取扱ふ事務にして未だ終結に至らざるものも亦前項と同

第二十四條 第二十二條に従ひ事務の分配及判事の配置一たび定まりたるときは休暇中を除き一部の事務多きに過ぎ又は判事轉退し又は疾病其の他の事故に因り久く欠勤する者ある等引續き差支あるにあらざれば司法年度中之を變更せず

裁判所の事務其現在の部に過多なる場合よ於て司法大臣適宜と認むるときは新に一部又は數部を設くることを得

第二十五條 地方裁判所の判事差支の爲或る事件を取扱ふことを得ず且同裁判所の判事中其の代理を爲し得べき者なき場合に於て其の事件緊急ありと認むるときは裁判所長は其の管轄區域内の區裁判所判事又は豫備判事に其の代理を命ずることを得

第二十六條 地方裁判所は民事訴訟に於て左の事項に付裁判權を有す

第一 第一審として

區裁判所の權限又は第三十八條に定めたる控訴院の權限に属するものを除き其の他の請求

第二 第二審として

(イ) 區裁判所の判決に對する控訴

(ロ) 區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

第二十七條 地方裁判所は刑事訴訟法に於て左の事項に付裁判權を有す

第一 第一審として

區裁判所の權限並に大審院の特別權限に屬せざる刑事訴訟

第二 第二審として

(イ) 區裁判所の判決に對する控訴

(ロ) 區裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

第二十八條 地方裁判所は破産事件に付一般の裁判權を有す

第二十九條 地方裁判所は非訟事件に關する區裁判所の決定及命令に對し法律に定めたる抗告に付裁判權を有す

第三十條 地方裁判所の權限並に其の裁判權を行ふの範圍及方法に於て此の法律に定めざるものは訴訟法又は特別法の定むる所に依る

第三十一條 司法大臣は地方裁判所と其管轄區域内の區裁判所と遠隔なるか若は交通不便なるか爲至當と認むる時は地方裁判所に屬する民事及刑事の事務の一部分を取扱ふ爲一若は二以上の支部の設置を命ずるとを得且支部を開くへは區裁判所を定む

支部には之を設置したる區裁判所若ハ近隣の區裁判所の判事を用ゐることを得此の場合に於て判事を選任するの權は司法大臣に屬す

司法大臣は支部に勤むへは豫審判事及檢事を命ず

司法大臣は支部の本部たる地方裁判所の管轄區域内の區裁判所判事に豫審判事を命ずることを得

代理に關する第二十五條は支部にも亦之を適用す

第三十二條 地方裁判所に於て訴訟法に依り法廷に於て審問裁判すへは事件は三人の判事を以て組立てたる部に於て之を審問裁判す其の三人の判事一人を裁判長とす且豫備判事は如何ある事情あるも二人以上其の部に列席するものとを得其の他の事件は訴訟法又は特別法の定むる所に從ひ判事之を取扱ふ

第三十三條 各地方裁判所の檢事局に檢事正を置く檢事正は檢事局の事務取扱を分配指揮及監督す但し檢事局の其の他の檢事は事務取扱に付何等の事件も拘はらざる特別の許可を受けずして檢事正を代理するの權を有す

第四章 控訴院

第三十四條 控訴院を第二審の合議裁判所とす

各控訴院は一若は二以上の民事部及刑事部を設く

第三十五條 各控訴院に控訴院長を置く

控訴院長は控訴院の一般の事務を指揮し其の行政事務を監督す

控訴院の各部に部長を置く部長は部の事務を監督し其の分配を定む

第三十六條 事務の分配及終了並に判事の代理に付ては第二十二條第二十三條及第二十五條を左の變更を以て控訴院に適用す

第一 前項に掲げたる各條を以て地方裁判所長に與へたる權は控訴院長にも之を與へたるものとす

第二 控訴院の判事差支の爲或る事件を取扱ふことを得ず且同院の判事中其の代理を爲し得べき者なき場合に於て其の事件緊急ありと認むるときは之を代理する判事を出さへべき旨を控訴院長より其の控訴院所在の地方裁判所長に通知し其裁判所の判事をして代理を爲さしむることを得但し豫備判事を用ゐることを得と

第三十七條 控訴院は左の事項に付裁判權を有す

第一 地方裁判所の第一審判決に對する控訴

第二 區裁判所の判決に對する控訴に付爲したる地方裁判所の判決に對する上告

第三 地方裁判所の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

第三十八條 皇族に對する民事訴訟に付第一審及第二審の裁判權は東京控訴院に屬す但し第一審の訴訟手續に付ては地方裁判所の第一審手續を適用と

第三十九條 控訴院の權限並に其の裁判權を行ふの範圍及方法にして此の法律に定めざるものは訴訟法又は特別法の定むる所に依る

第四十條 控訴院に於て訴訟法に依り法庭に於て審問裁判すべき事件は五人の判事を以て組立てたる部よ於て之を審問裁判す其の五人の判事中一人を裁判長とて其の他の事件は訴訟法の定むる所に從ひ判事之を取扱ふ

第四十一條 第三十八條の場合に於て第一審は五人の判事を以て組立てたる部に於て審問裁判し第二審は特に七人の判事を以て組立てたる部に於て審問裁判す其の五人又は七人の判事中一人を裁判長とす

第四十二條 各控訴院の檢事局に檢事長を置く
檢事長並に其の他の檢事の職權に付ては第三十三條を適用と

第五章 大審院

第四十三條 大審院を最高裁判所とす

大審院に一若は二以上の民事部及刑事部を設く

第四十四條 大審院に大審院長を置く

大審院長は大審院の一般の事務を指揮し其行政事務を監督す

大審院の各部部長を置く部長は部の事務を監督し其分配を定む

第四十五條 大審院の事務の分配並に代理の順序は毎年部長と協議し大審院長前以て之を定む

大審院長は次年自ら上席せんとする部を指定すへし

大審院の判事差支の爲或る事件を取扱ふことを得る且同院の判事中其の代理を爲し得べき者なき場合に於て其の事件緊急なりと認むるときは之を代理する判事を出すへき旨を大審院長より其の所在地の控訴院長に通知し其れ控訴院判事をして代理を爲さしむることを得

第四十六條 大審院長は何時にても部長若は部員の承諾を得て之と他の部に轉せしむることを得

第四十七條 大審院に於て一たひ定まりたる部の組立を變更したるときには現に取扱中の事務に付ては第二十三條を適用す

司法年度中事務分配の變更に付ては第二十四條を適用す

第四十八條 大審院に於て裁判を爲すに當り法律の點を付て表したる意見は其の訴訟一切の事に付下級裁判所を羈束す

第四十九條 大審院の或る部に於て上告を審問したる後法律の同一の點を付曾て一若は二以上の部に於て爲したる判決と相反する意見あるときは其の部は之を大審院長に報告し大審院長は其の報告に因り事件の性質に従ひ民事の總部若は刑事の總部又は民事及刑事の總部を聯合して之を再び審問し及裁判することを得す

第五十條 大審院は左の事項に付裁判權を有す

第一 終審として

(イ) 第三十七條第二に依り爲したる判決及第三十八條の第一審の判決に非ざる控訴院の判決に對する上告

(ロ) 控訴院の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

第二 第一審として

刑法第二編第一章及第二章に掲げたる重罪並に皇族の犯したる罪にして禁錮又は更に重き刑に處すべきもの、豫審及裁判

第五十一條 前條第二に掲げたる事件は付大審院は必要ありと認むるときは事件の審問裁判を爲す爲に控訴院若は地方裁判所に於て法廷を開くことを得
此の場合に於ては控訴院判事を以て部員に加ふることを得但し其の半數に滿つることを得す

第五十二條 大審院の權限並に其の裁判權を行ふの範圍及方法にして此の法律に定めざるものは訴訟法又は特別法の定むる所に依る

第五十三條 大審院に於て訴訟法に依り法廷に於て審問裁判をへき事件は七人の判事を以て組立てたる部に於て之を審問裁判を其の七人の判事一人を裁判長とす其の他の事件は訴訟法の定むる所に従ひ判事之を取扱ふ

第五十四條 第四十九條に定めたる場合に於ては聯合部の判事少くとも三分の二列席とすることを要す

前項の場合に於て民事の總部若は刑事の總部聯合するとき又は民事及刑事の總部聯合するときは總部の判事中等最も高き者と部長と爲す大審院長は至當ありと認むることを要す

るときは自ら總部に長たるの權を有す

第五十五條 大審院長は第五十條に依り大審院に於て第一審にして終審を爲すべき各別の場合に付大審院の判事に豫審を命ぜ但し便宜に依り各裁判所判事をして豫審を爲さしむることを得

第五十六條 大審院の檢事局に檢事總長を置く

檢事總長並に其の他の檢事の職權に付ては第三十三條を適用す

第二編 裁判所及檢事局の官吏

第一章 判事又ハ檢事ニ任セラル、ニハ必要ナル準備及資格

第五十七條 判事又は檢事に任ぜらる、には第六十五條に掲げたる場合を除き二回の競争試験を経ることを要す

第五十八條 志願者前條の競争試験を受け得るに必要な資格並に此の試験に關する細則は判事檢事登用試験規則中に司法大臣之を定む

第一回試験に及第したる者は第二回試験を受くるの前試験補として裁判所檢事局に於て三年間實地修習を爲すことを要す

前項の修習に關する細則も亦試験規則中に之を定む

第五十九條 司法大臣は試補の行狀罷免するに足れりと認むるときは何時にても之を罷免することを得此罷免に關する細則も亦試檢規則中に之を定む

第六十條 一年以上修習を爲したる試補は其の修習を現に監督する判事任命あるとき

區裁判所に於て或る司法事務を取扱ふことを得

豫審判事及地方裁判所の受命判事も亦其の附屬の試補として自己に代り或る事務を取扱はしむることを得

第六十一條 試補は如何なる場合に於ても左の事務を取扱ふの權を有せし

第一 訴訟事件と非訟事件とに拘らざる裁判を爲す事

第二 證據を調ふる事但し前條第二項の場合を除く

第三 登記を爲す事

第六十二條 第二回の競争試験に及第したる試補は判事又と檢事に任せらるゝことを得

第六十三條 新任の判事又は檢事は欠位あるとき之を區裁判所若は地方裁判所の判事又は區裁判所若は地方裁判所の檢事局の檢事に補す
司法大臣は欠位あるまで新任の判事又は檢事に豫備判事又ハ豫備檢事として勤務せ

ることを命し之を司法省又は區裁判所又は其裁判所の檢事局に用う

第六十四條 區裁判所又は地方裁判所又は其檢事局に用ゐられたる豫備判事又ハ豫備檢事は判事又は檢事差支ありて職務に従事することを得す且つ通常代理の規程に依り難きことあるときは第三十二條の制限に従ひ司法大臣は之に其の判事又は檢事を代理せしむることを得

司法大臣は區裁判所又は地方裁判所の判事又ハ其の檢事局の檢事に一時欠位ある間は此の法律の範圍内に於て豫備判事又は豫備檢事を以て之を充たすことを得

第六十五條 三年以上帝國大學法科教授若しくは辨護士たる者は此の章に掲げたる試験を経ずして判事又は檢事に任せらるゝことを得

帝國大學法科卒業生は第一回試験を経ずして試補に命せらるゝことを得

第六十六條 左に掲げたる者は判事又は檢事に任せらるゝことを得す

第一 重罪を犯したる者但し國事犯にして復讐したる者は此の限に在らず

第二 定役に服せしむる輕罪を犯したる者

第三 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者

第二章 判事

第六十七條 判事は勅任又は委任とし其任官を終身とす

第六十八條 大審院長は勅任判事の中より天皇之を補し各控訴院長及大審院の部長は司法大臣の上奏に因り勅任判事の中より之を補す其の他の判事の職は司法大臣之を補す

第六十九條 五年以上判事たる者又は五年以上檢事帝國大學法科教授若は辨護士にして判事に任せられし者お非されは控訴院判事に補せらるゝことを得ず

第七十條 十年以上判事たる者又は十年以上檢事帝國大學法科教授若は辨護士にして判事に任せられし者に非されは大審院判事に補せらるゝことを得ず

第七十一條 第六十九條及第七十條に掲げたる年限を算ふるには補職の時まで各其の條に列記したる職務の一のみに引續き従事したることを必要とせず

第七十二條 判事は在職中左の諸件を爲すことを得ず

- 第一 公然政事に關係する事
- 第二 政黨の職員又は政社の社員となり又は府縣郡市町村の議會の議員とある事
- 第三 俸給ある又は金錢の利益を目的とする公務に就く事
- 第四 商業を營み又は其の他行政上の命令を以て禁したる業務を營む事

第七十三條 第七十四條及第七十五條の場合を除く外判事は刑法の宣告又ハ懲戒の處分に由るに非されハ其の意に反して轉官、轉所、停職、免職、又は減俸せらるゝことなし但し豫備判事たるべき及補欠の必要ある場合に於て轉所を命せらるゝは此の限に在らざる

前項は懲戒取調又は刑事訴訟の始若は其の間に於て法律の許す停職に關係あるべきとき

第七十四條 判事自休若は精神の衰弱に由り職務を執ること能はざるに至りたるときは司法大臣は控訴院又は大審院の總會の決議に依り之に退職を命ずることを得

第七十五條 法律を以て裁判所の組織を變更し又は之を廢したる場合に於て其判事を補へべき欠位なきときは司法大臣は之に俸給の半額を給し欠位を待たしむるの權を有す

第七十六條 判事の官等、俸給、及進級に關る規定は勅令の定むる所に依る。

第七十七條 判事は退職したるときは恩給法に依り恩給を受く

第七十八條 判事の俸給と判事に對し懲戒取調又は刑事訴訟を始めたるか故に停職したるに拘らず引續き之を給す

第三章 検事

第七十九條 検事は勅任又は委任とす

第七十六條及第七十七條は検事にも亦之を適用す

検事総長及検事長の職は司法大臣の上奏に因り勅任検事の中より之を補す其の他の
検事の職は司法大臣之を補す

第八十條 検事は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るに非されは其の意に反し之を免職
とすることあり

第八十一條 検事は如何なる方法を以てとるも判事の裁判事務に干渉し又は裁判事務
を取扱ふことを得ず

第八十二條 検事は其の上官の命令に従ふ

第八十三條 検事総長検事長及検事正は其の各管轄區域内の裁判所の検事の職務の範
圍内に在る事務を自ら取扱ふの權を有す

検事總長検事長及検事正は其の管轄區域内に於て或る検事の取扱ふべき事務を他の
検事に移すの權を有す

第八十四條 司法警察官は検事の職務上其の検事局管轄區域内於て發したる命令及

其の検事の上官の發したる命令に従ふ

司法省又は検事局及内務省又は地方官廳の協議して警察官中各裁判所の管轄區域内
に於て司法警察官として勤務に前項の命令を受け及之を執行する者を定む

第四章 裁判所書記

第八十五條 裁判所に第八條に従ひ相應なる員數の書記を置く

區裁判所の各判事及合議裁判所の各部の爲少くとも一人の書記を置く

第八十六條 地方裁判所の書記課に監督書記を置く控訴院及大審院の書記課に書記長
を置く

區裁判所及検事局の書記課に二人以上の書記を置きたるときは其の一人を監督書記
とす

監督書記及書記長は各々其の上官の命令に服從して書記課の事務を指揮監督とす

第八十七條 書記其の職務の範圍内に於て取扱ひたる事は既に定まりたる事務分配上
其の事他の書記に屬したりとの事實のみに因り其効力を失ふことなし

第八十八條 書記は司法大臣之を任し及之を補す
書記長は委任とす

書記長の職は司法大臣之を補ふ

第八十九條

書記に任せらるゝには勅命の定むる所に依り試験を経ることを要す

志願者前項の試験を受け得るに必要なる資格並に此の試験及試験を経たる後爲せし修習に關する細則は裁判所書記登用試験規則中に司法大臣之を定む

第九十條

書記に任せられたる者欠位ある間は豫備書記に補ふ

豫備書記は臨時勤務を命ぜらるゝことを得

第九十一條

書記は其の上官の命令に従ふ

裁判所の開廷に於ては裁判長の命令に従ひ又判事一人あるときは其の判事の命令に従ふ

書記は檢事局に勤務するとき又は特別の事務に付判事若は檢事に附属したるときも亦其の檢事局又は判事若は檢事の命令に従ふ

前二項の命令にして口述の書取に關るか又は書類記録の調製若は變更に關る場合に於て其の調製若は變更を正當ならずと認むるときは書記は自己の意見を記して之に添ふることを得

前四項に掲げたるものを除く外書記の職務及其の事務取扱方法は書記に關る規則中

に司法大臣之を定む

第九十二條

合議裁判所長又は區裁判所の判事若は監督判事は其の裁判所に於て修習

中の試補に書記の事務を臨時取扱ふしむることを得

前項の場合に於て職務上署名を要するときは特別の許可を得て署名する旨を記す

第九十三條

豫備書記は事務の取扱に於ては書記に同じ但し書記規則中に制限を設け

たるものは此の限に在らざる

第五章 執達吏

第九十四條

各區裁判所に第九條に従ひ相應する員數の執達吏を置く

第九十五條

執達吏は司法大臣之を任し及之を補ふ司法大臣は控訴院長に其の管轄區域内の裁判所の執達吏を任し及補するの權を委任することを得

執達吏に任せらるゝに必要なる資格並に試験に關する規則は司法大臣之を定む

第九十六條

執達吏は手数料を受く其の手数料一定の額に達せざるとき補助金を受く

第九十七條

執達吏は其の所属裁判所を管轄する地方裁判所管轄區域内の何れの場所

に於ても其の職務を行ふ

第九十八條

裁判所より發する文書にして送達を要する者は執達吏を以て之を送達と

但し書記より直接に若は郵便を以て送達をとることを法律の許す場合は此の限に在らざる
執達吏は刑事に付警察官を以て執行を爲さるる場合に限り裁判所の裁判を執行す
前二項に掲げたるものを除く外執達吏の権限は訴訟法又は特別法の定むる所に依る

第九十九条 執達吏は其職務を適實に行ふ爲保証金を出さるることを要す

執達吏の職務細則並に保証金に關する規則は司法大臣之を定む

第一百條 執達吏は其の所属裁判所の上官の命を受けたる書記及其の裁判所と管轄を
る地方裁判所の上官の命を受けたる書記及其の書記の上官の命令に従ふ

第六章 廷丁

第一百一條 廷丁は大審院控訴所及地方裁判所に於ては裁判所長區裁判所に於ては地方
裁判所長之を雇ひ及其の雇を解く

第一百二條 廷丁は開廷に出頭せしめ及司法大臣の發せたる一般の規則中に定めたる事
務を取扱はしむ

區裁判所は執達吏を用ゐること能はざるときは其裁判所所在地に於て書類を送達す
る爲廷丁を用ゐることを得

第二編 司法事務の取扱

第一章 開廷

第一百三條 開廷は裁判所又は支部に於て之を爲す

司法大臣に於て事情に因り必要ありと認むるときは區裁判所をして其の管轄區域内
の一定の場所に於て職務を行はしむることを得

第一百四條 訴訟審問の上席及指揮は合議裁判所に於ては開廷を爲したる裁判長に屬し
區裁判所に於ては開廷を爲したる判事に屬す

裁判長に屬する權は裁判上一人よて職務を爲す判事にも亦屬す

第一百五條 裁判所に於て對審の公開を停むるの決議を爲したるときは其の決議は其理
由と共に公衆を退かしむる前之を言渡す此の場合に於て裁判所の判決を言渡すときは
は再び公衆を入廷せしむへし

第一百六條 裁判所は公開を停めたるるときも入廷の特許を與ふることを至當と認むる者
を入廷せしむるの權を有す

第一百七條 裁判長は婦女、兒童、及相當なる衣服を着せざる者を法廷より退かしむる
ことを得其の理由は之を訴訟の記録に記入す

第一百八條 開廷中秩序の維持は裁判長に屬す

第九條 裁判長は審問を妨ぐる者又は不當の行狀を爲す者を法廷より退かしむるの權を有す

前項に掲げたる違犯者の行狀に因り之を勾引し開廷のときまで之を拘留するの必要ありと認むるとき裁判長は之を命令するの權を有す開廷のとき裁判所は之を釋放すること命し又は五圓以下の罰金若は五日以内の拘留に處することを得

此の處罰に對しては上告を許し控訴を許さず且其の所爲の輕罪若は重罪に該るべきものあるときは之に對して刑事訴追を爲すことを得

第十條 前條の規程は右の變更を以て當事者、証人、及鑑定人にも亦之を適用す

第一 裁判所は開廷を待たずして本條の違犯者を即時に罰を處することを得

第二 違犯者原告あるときは裁判所は處罰の上仍本人宥恕を請ふか又は恭順を表して不敬の罪を謝するまで其の審問を中止をすることを得

第十一條 裁判長は不當の言語を用ふる辯護士に對し同事件に付引續き陳述するの權を行ふことを禁ずることを得其の禁止は此の行狀に付懲戒上の訴追を爲すことを妨げず

第十二條 裁判所の開廷中秩序を維持する爲第九條第十條及第十一條を以て

與へたる權は豫審判事又は受命判事又は法律に従ひ其の職務を行ふ試補も亦之を行ふことを得

此の場合よ於ての異議は二十四時以内其の判事又は試補に之を申告することを得豫審判事又は其の命を受けたる試補の命令を爲したる場合に於ては其の判事の屬する裁判所の刑事部若は刑事支部に於て前項の異議を裁判す受命判事又は其の命を受けたる試補の命令を爲したる場合よ於ては其判事に命したる裁判所に於て之を裁判す

第十三條 第九條第十條第十一條及第十二條を以て與へたる權を行ひたるときは訴訟の記録に之を記入し及其の理由を記す

前項の場合に於て其の所爲の重罪若は輕罪に該るべきものなるか又は懲罰上罰すべきものあるときは詳細に之を記入し裁判長は其の事件を更に處分するの權ある官廳に報告を爲す

第十四條 判事檢事及裁判所書記は公開したる法廷に於ては一定の制服を着る前項の開廷に於て審問に參與する辯護士も亦一定の制服を着ることを要す

第二章 裁判所の用語

第百十五條 裁判所に於ては日本語を用う

當事者證人又は鑑定人の中日本語に通せざる者あるときは訴訟法又は特別法に通事を用ゐることを要する場合に於て之を行ふ

第百十六條 通事の任命及使用並に訴訟手續上其の行ふべき職務に關する規程は司法大臣之を定む

第百十七條 通事の得難き場合に於て書記其の言語に通ずるときは裁判長の承諾を得て通事に用ゐらるゝことを得

第百十八條 外國人の當事者たる訴訟に關係を有する者及其の訴訟の審問に參與する官吏の或る外國語に通ずる場合に於て裁判長便利と認むるときは其の外國語を以て口頭審問を爲すことを得但し其の審問の公正記録は日本語を以て之を作る

第三章 裁判所ノ評議及言渡

第百十九條 合議裁判所の裁判は此の法律に従ひ定数の判事之を評議し及之を言渡す
第百二十條 四日以上引續くべき見込ある刑事の審問に於て裁判所長と補充判事一人を命し之に立會はしむるを得此の補充判事は其の審問中或る判事の疾病其の他の事故に因り引續き參與することを得ざる場合に於て之に代り審問及裁判と完結す

るの權を有す

第百二十一條 判事の評議は之を公行せしめ但し豫備判事及試補の傍聴を許すことを得判事の評議は其の裁判長之を開き且之を整理す其の評議の顛末並に各判事の意見及多少の數に付ては嚴に秘密を守ることがを要す

第百二十二條 評議の際各判事意見を述ぶるの順序は官等の最も低き者を始とし裁判長を終ると官等同きときは年少の者を始とし受命の事件に付ては受命判事を始とす
第百二十三條 裁判は過半数の意見に依る

金額を付判事の意見三説以上に分れ其の説各々過半数に至らざるときは過半数に至るまで尤多額の意見より順次寡額に合算す

刑事を付其の意見三説以上に分れ各々過半数に至らざるときは過半数に至るまで被告人に不利なる意見より順次利益ある意見に合算す

第百二十四條 判事は裁判をへき問題に付自己の意見を表することを拒むことを得ず

第四章 裁判所及檢事局の事務章程

第百二十五條 裁判所及檢事局の標準と爲すべき規則と司法大臣之を定む

控訴院長及檢事長は前項の規程に依り各自管轄區域内の裁判所及檢事局を對して事

務の一般の取扱に關り成るべく統一を旨とし殊に裁判所及検事局の關聯時間及開廷の時日に付訓令を發す
大審院は自ら其の事務章程を定む但し之を實施する前司法大臣の認可を受く

第五章 司法年度及休暇

第二百二十六條 司法年度は一月一日に始まり十一月三十一日に終はる

第二百二十七條 裁判所の休暇は七月十一日に始まり九月十日に終はる

第二百二十八條 休暇中は左の諸件の外既に著手したる民事訴訟を中止せ且漸なる訴訟に著手せず

第一 爲替手形若は約束手形其の他の流通證書に關る請求

第二 船舶又は運送貨又は積荷に對する請求

第三 財産、差押事件

第四 住家其の他の建物又は其の或る部分の受取、明渡、使用、占據若は修繕に關り又は賃借人の家具若は所持品を賃借人の差押へたることに關り賃借人と賃借人との間に起りたる訴訟

第五 養料の請求

第六 保證を出さしむるの請求

第七 取掛りたる建築の繼續に關る事件

第八 前數項に掲げたるものを除く外區裁判所の判事に於て又は民事訴訟法の定むる所に從ひ休暇部若と休暇部長に於て眞に着手せべき緊急のものと認めたる請求若は事件

第二百二十九條 休暇中に拘らず刑事訴訟、非訟事件、判決執行、破産事件並に民事訴訟法に依り略式を以て取扱ふことを得べき訴訟は之を停止することなし

第二百三十條 合議裁判所に於ては休暇中事務取扱の爲休暇部と稱する一若は二以上の部を設く

休暇部の組立は休暇の始まる前裁判所長之を定む第二十三條は此の部にも亦之を適用す

二人以上の判事を置きたる區裁判所の休暇事務取扱方法は監督判事之を定む

第六章 法律上の共助

第三百一十一條 裁判所は訴訟法又は特別法の定むる所に依り互に法律上の補助を爲す法律上の補助は別に法律に定めたる場合の外は總て所要の事務を取扱ふべき地の區

裁判所に於て之を爲す

第三百三十二條 検事局も亦各日の管轄區域内に於て取扱ふべき事務に付互に法律上の補助を爲す

第三百三十三條 裁判所書記課も亦其の管内の事件又は其の配下の執達吏の管内の事件に付互に法律上の補助を爲す

第四編 司法行政の職務及監督權

第三百三十四條

合議裁判所長區裁判所の判事若は監督判事、検事總長、検事長、検事正は司法大臣の由て以て司法行政の職務を行ふの官吏とす

第三百三十五條 司法行政監督權は施行は左の規程に依る

第一 司法大臣は各裁判所及各検事局を監督す

第二 大審院長は大審院を監督す

第三 控訴院長は其の控訴院及其管轄區域内の下級裁判所を監督す

第四 地方裁判所長は其の裁判所若は其の支部及其の管轄區域内の區裁判所を監督す

第五 區

判事若は監督判事は其の裁判所々属の書記及執達吏を監督す

第五編

第六 検事總長及其検事局及下級検事局を監督す

第七 検事長は其検事局及其の局の附置せられたる控訴院管轄區域内の検事局を監督す

第八 検事正は其の検事局及其の局の附置せられたる地方裁判所管轄區域内の検事局を監督す

第三百三十六條 前條に掲げたる監督權は左の事項を包含す

第一 官吏不適當又は不充分な取扱ひたる事務に付其の注意を促し並に適當に其事務を取扱ふことを之に訓令する事

第二 官吏の職務上と否とに拘らざる其地位に不相應する行狀に付之に諭告する事

但し此れ諭告を爲す前其れ官吏を去て辨明を爲すことを得せしむべし

第三百三十七條 第十八條及第八十四條に掲げたる官吏は第三百三十五條に依り行ふべき監督を受くるは官吏中に之を包含す

第三百三十八條 裁判所若は検事局の官吏にして適當に其職務を行はざる者又は其の行

狀其の地位に不相應ある者に付第三百三十六條を適用すること能はざるときは懲戒法に從ひ之を訴追す

第三百二十九條 前數條に掲けたる司法行政の職務及監督權は判事若は檢事其の官吏たるの資格又は其の他の資格を以て爲したる事に對して起りたる請求に付其の請求を満足せしむる爲之を執行することを得す

第三百四十條 司法事務取扱の方法に對する抗告殊に或る事務の取扱方に對し又は取扱の延滞若は拒絶に對する抗告は此の編に掲けたる司法行政の監督權に依り之を處分す

第三百四十一條 裁判所及檢事局は司法大臣又は監督權ある判事若は檢事の要求あるときは法律上の事項又は司法行政に關する事項に付意見を述べ

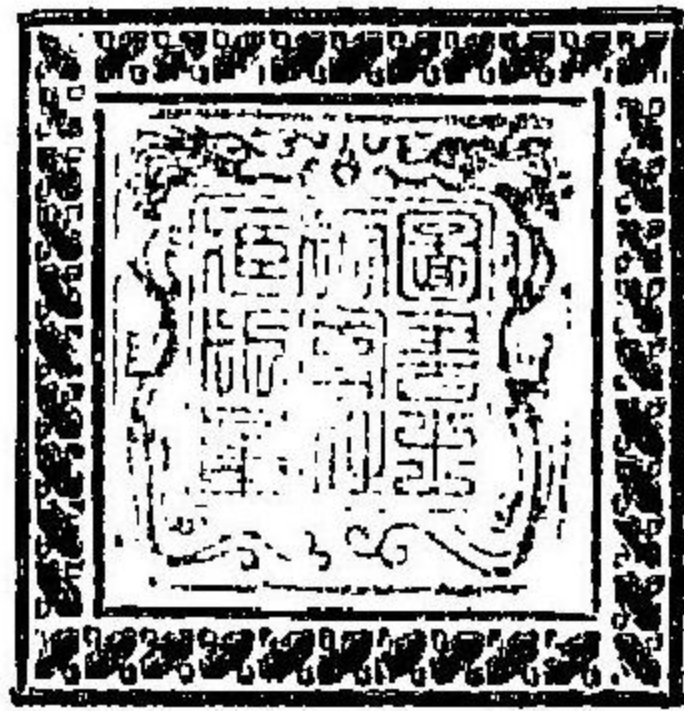
第三百四十二條 司法官廳に對して起りたる民事の訴訟に於ては其の訴訟を受けたる裁判所の檢事局は司法官廳を代表す

第三百四十三條 此の編に掲けたる前各條の規程の裁判上執務する判事の裁判權に影響を及ぼし又は之を制限することなし

附則

第三百四十四條 此の法律の施行に關する規程並に從來の法律にして此の法律に牴觸すと雖ども當分の内仍は効力を有せしむるものは別に法律を以て之を定む

版權所有



明治廿三年十月廿七日印刷
全 年十月卅一日出版

編輯者兼
發行
梅原忠藏

大阪市東區北久太郎町四丁目
百二十四番屋敷
圖書出版會社名代人

大阪市西區鞆下通二丁目
四十八番屋敷

印刷者
瀨戶清次郎

大阪市東區北久太郎町四丁目
百廿四番屋敷

發行所
圖書出版會社

版權登錄

圖書出版會社藏版甲部賣捌所

大坂市東區備後町四丁目

梅原龜七

同 東區備後町四丁目

吉岡平助

同 東區安土町四丁目

積善館

同 東區北久太郎町四丁目

岡本仙助

同 東區北久寶寺町四丁目

濱本伊三郎

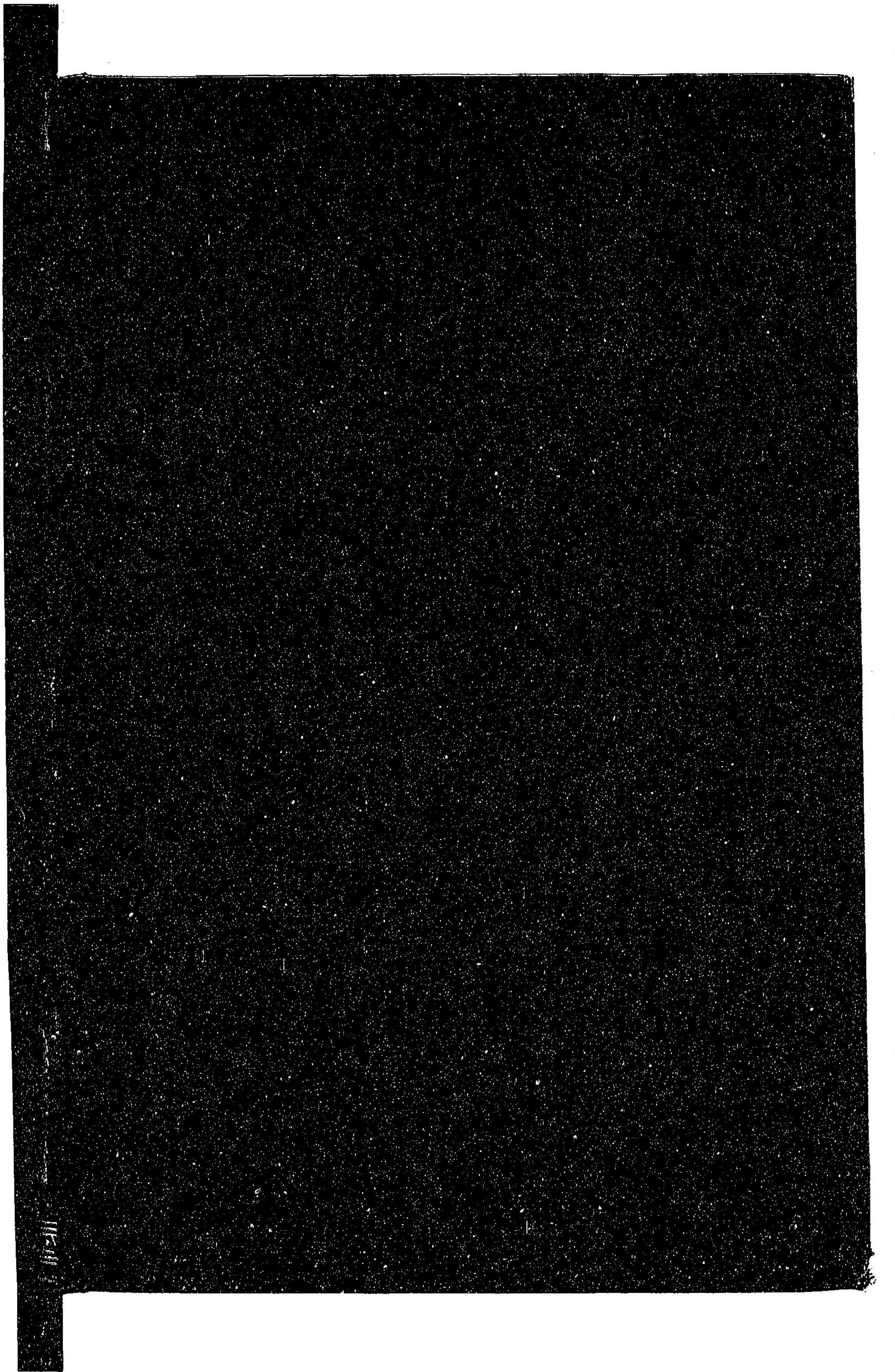
同 南區心齋橋北詰

中村芳松

同 東區淡路町三丁目

金川善兵衛

32
240





036710-000-5

32-240

刑事訴訟法註釈

柿崎 欽吾

山田 正賢 / 著

M23

BBS-0136

